

令和5年度版  
議 会 要 覧

ようこそ板橋区へ!



板橋区観光キャラクター  
りんりんちゃん

板橋区議会事務局

# ～ も く じ ～

I	板橋区の概要	1
II	議会の構成	
1	議員数	2
2	正副議長	2
3	会派・所属政党など	2
4	法定会議	2
5	法定外会議	3
III	議会の運営	
1	定例会の流れ	4
2	一般質問・代表質問	5
3	委員会の運営	5
4	事務局構成	6
IV	板橋区議会の取組	
1	東京都板橋区議会基本条例	7
2	議会報告会の実施	7
3	議会図書室だより	7

# I 板橋区の概要

区制施行・・・・・・・・昭和7年10月1日

区の面積・・・・・・・・32.22 km<sup>2</sup>

区の木・花・鳥・・・・・・・・ケヤキ、ニリンソウ、ハクセキレイ

	令和5年4月1日現在	令和4年4月1日時点
人 口	570,076 人	567,091 人
うち外国人数	28,981 人	25,473 人
世 帯 数	323,501 世帯	317,882 世帯

憲章・宣言等・・・・・・・・区民憲章 (昭和57年11月1日制定)  
 平和都市宣言 (昭和60年1月1日制定)  
 環境都市宣言 (平成5年4月1日制定)  
 交通安全都市宣言 (平成5年7月1日制定)  
 健康福祉都市宣言 (平成8年4月1日制定)  
 環境マネジメントシステム (平成11年2月17日 ISO14001 認証取得)  
 生活安全都市宣言 (平成17年7月1日制定)  
 板橋区環境方針 (平成19年5月10日制定)

提携都市 (国外)	提携都市 (国内)
カナダ・バーリントン市 (平成元年5月12日調印)	栃木県日光市 (平成18年11月2日調印)
マレーシア・ペナン植物園 (平成6年9月21日調印)	石川県金沢市 (平成20年7月9日調印)
モンゴル国文化省・教育科学省 (平成8年10月19日調印)	岩手県大船渡市 (平成24年6月29日調印)
中国・北京市石影山区 (平成9年10月8日調印)	
イタリア・ボローニャ市 (平成17年7月7日調印)	

令和5年度当初予算・・・・・・・・一般会計：237,250 百万円 ※議会費：931 百万円 (一般会計対比 0.4%)  
 特別会計：116,892 百万円  
 企業会計：0  
 総 額：354,142 百万円

特別会計の内訳・・・・・・・・国民健康保険事業特別会計 55,830 百万円  
 介護保険事業特別会計 46,373 百万円  
 後期高齢者医療事業特別会計 14,249 百万円  
 東武東上線連続立体化一事業特別会計 440 百万円

## Ⅱ 議会の構成

### 1 議員数（令和5年5月1日現在）

条例定数	現員数
46名	46名

※平均年齢 49.8歳

※男女比 男性29名(63%)：女性17名(37%)

### 2 正副議長

役職名	議員名	任期	備考
議長	田中 やすのり	令和5年5月25日～	前議長在任期間2年
副議長	しば 佳代子	同上	前副議長在任期間2年

### 3 会派・所属政党など（令和5年5月1日現在）

会派名	人数(現員)
板橋区議会自由民主党議員団	16名
板橋区議会公明党	10名
民主クラブ(立憲民主党・国民民主党・社会民主党)	7名
日本共産党板橋区議会議員団	7名
日本維新の会板橋区議会議員団	2名
いたばし未来会議	2名
参政党	1名
無所属議員	1名

### 4 法定会議

#### (1) 常任委員会

名称(定数)	所管
企画総務委員会(10名)	政策経営部、総務部、危機管理部、会計管理室、選挙管理委員会及び監査委員に関する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項

区民環境委員会 (9名)	区民文化部、産業経済部、資源環境部及び農業委員会に関する事項
健康福祉委員会 (9名)	健康生きがい部及び福祉部に関する事項
都市建設委員会 (9名)	都市整備部及び土木部に関する事項
文教児童委員会 (9名)	子ども家庭部及び教育委員会に関する事項

(2) 特別委員会 (令和5年5月25日設置)

名称 (定数)	設置理由
ブランド戦略推進調査特別委員会 (12名)	シティプロモーションの推進、地域資源ブランドの確立・発信に関する調査
介護支援調査特別委員会 (12名)	ヤングケアラー支援、介護を担う家族支援、介護予防に関する調査
災害対策調査特別委員会 (11名)	大規模災害への備え、水害及び大震災の具体的想定と避難計画、速やかな復旧に向けた取組に関する調査
ゼロカーボンシティ推進調査特別委員会 (11名)	省エネルギー化・再生可能エネルギーの導入例や効果、スマートインフラの整備、エシカル消費の促進に関する調査

(3) 議会運営委員会 (定数8名)

※委員は会派ごとに、4名に1名の割合で選出する。

※正副議長はオブザーバーとして出席する。

## 5 法定外会議

(1) 幹事長会

①議長の諮問機関として、本会議運営に関する重要事項、執行機関側との重要事項に関する調整、その他議会活動に付随する庶務的事項等について協議する。

②幹事長会出席会派は4名以上とする (令和5年議員総会決定)。

(2) 議員総会

議員総会 (議案説明会、決算説明会、議員総会、全員協議会) は、全議員の協議、説明聴取のための会議として開催している。

(3) 委員協議会

当該委員会の所管事項、調査項目に関わる全委員の協議、説明聴取のための会議として開催している。

### Ⅲ 議会の運営

#### 1 定例会の流れ

##### (1) 開会前

8 日前	請願・陳情受付締め切り
7 日前	告示 幹事長会、議会運営委員会 一般質問通告締め切り
6 日前	議案説明会

##### (2) 開会后

	第 1 回定例会	第 2 回・第 4 回定例会	第 3 回定例会
第 1 日	①諸報告 ②一般質問 ③予算審査特別委員会の設置 ④議案の委員会付託 ⑤請願・陳情付託 ⑥散会宣告	①諸報告 ②一般質問 ③延会宣告	①諸報告 ②一般質問 ③延会宣告
	委員会審査		
第 2 日	①諸報告 ②各委員会報告・質疑・討論及び付託案件の採決 ③意見書・決議 ④施政方針説明 ⑤延会宣告	①一般質問 ②議案上程 ③請願・陳情付託 ④散会宣告	①一般質問 ②議案上程 ③請願・陳情付託 ④散会宣告
		委員会審査	
第 3 日	①代表質問 ②当初予算案付託 ③散会宣告	①各委員会報告・質疑・討論及び付託案件の採決 ②意見書・決議 ③閉会宣告	①各委員会報告・質疑・討論及び付託案件の採決 ②意見書・決議 ③主要成果報告 ④決算調査特別委員会設置 ⑤決算報告付託 ⑥散会宣告
			委員会審査
第 4 日	①当初予算案討論・表決 ②閉会宣告		①決算討論・表決 ②閉会宣告

## 2 一般質問・代表質問

	一般質問	代表質問
① 通告制度	あり	あり
② 通告締め切り	告示日の15時 (議会慣行により決定)	質問を行う会議の7日前の15時 (議会慣行により決定)
③ 質問順序	改選後の初定例会において、 構成員の多い会派から1名ずつ 順に行う ※以後、定例会毎に順次会派 を繰り上げて行う	構成員の多い会派から行う
④ 発言時間	会派の人数により決定する ※答弁時間を含まない	会派の人数により決定する ※答弁時間を含まない

## 3 委員会の運営

### (1) 主な日程

月	開催される委員会	月	開催される委員会
1	常任委員会（閉会中）	7	常任委員会行政視察
2	常任委員会・特別委員会（定例会）	8	常任委員会（閉会中）
3	予算審査特別委員会（定例会）	9	常任委員会・特別委員会（定例会）
4	常任委員会（閉会中）	10	決算調査特別委員会（定例会）
5	常任委員会（閉会中）	11	常任委員会（閉会中）
6	常任委員会・特別委員会（定例会）	12	常任委員会・特別委員会（定例会）

### (2) 予算審査特別委員会、決算調査特別委員会

板橋区議会では、予算議案が提出された際は、特別委員会を設置して審査を行うことを原則としているが、第1回定例会以外は、企画総務委員会に付託することが多い。決算報告は、特別委員会を設置して調査を行っている。

#### ① 委員会の構成員

全議員を持って構成する。

#### ② 審査方式

分科会方式を採用している。また、分科会とは別日に予算審査特別委員会の場合は総括質問（補正予算は1日間、当初予算は3日間）を行っている。決算調査特別委員会の場合は総括質問（3日間）を行っている。

#### ③ 分科会

##### i 所管・委員

常任委員会と同様の所管・定数及び委員とし、分科会の正副主査は、常任委員会の正副委員長としている。

ii 当初予算分科会の審査方式

- ア) 1委員の質問時間は1回あたり20分とする。
- イ) 質問が一巡したら、1回あたり20分の再質問を行う。
- ウ) 再々質問の時間は、残り時間を再々質問者の人数で割る。
- エ) 分科会における質問時間は答弁も含める。
- オ) 主査は質問時間について弾力的な運営を行う。

iii 分科会速報（補正予算はなし）

総括質問に資するため、分科会委員の質問要旨を記載した速報を全議員に配付する。

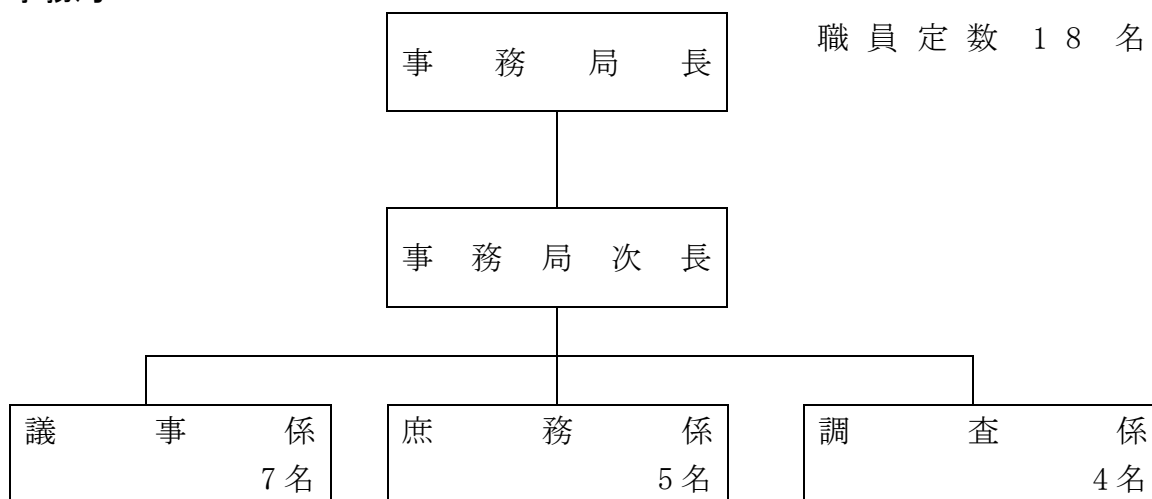
※監査委員による質疑

監査委員は決算報告に対し、既に意見を付しているため、特別委員会において質疑を行わないことを例としている。

④総括質問

- i 通告制 あり
- ii 通告締め切り 分科会最終日の17時
- iii 質問順序 構成員の多い会派から行う。
- iv 発言時間  
会派の人数により決定する。なお、答弁時間を含む。

4 事務局





## IV 板橋区議会の取組

### 1 東京都板橋区議会基本条例

板橋区議会では、平成 22 年に議会改革勉強会を設置し、区議会のあり方について議論を積み重ね、翌年に議会改革調査特別委員会を設置した。そこで、「区民に開かれた、区民参加の議会」、「徹底した情報公開」、「二元代表制の下での監視機能の強化」、「合議体としての政策立案の強化」の 4 点を議会改革の方向性として定めた。その結果、予算・決算の総括質問におけるインターネット中継の実施及び I T 機器の活用のほか、東京 23 区で初となる議会報告会の開催等の議会改革が実現された。

また、区民に板橋区議会が果たすべき責任や役割を明確に示すため、「東京都板橋区議会基本条例」の制定に着手、超党派の議員による作業部会で計 21 回にわたり議論を積み重ね、平成 26 年 12 月に、東京 23 区では 2 番目となる同条例を制定した。

なお、板橋区議会では、条例で定めた目的や原則などに沿って議会運営がなされているかどうかの検証を議員の 4 年間の任期中少なくとも 1 回実施し、その結果を区民に公表している。

### 2 議会報告会の実施

板橋区議会では、区民への説明責任と意見聴取の必要性の両方を満たすものとして、平成 26 年 5 月に東京 23 区初となる議会報告会を開催した。以降、コロナ禍のため中止となった令和 2 年度を除き毎年度実施しており、今年で 10 回目を数える。

なお、令和 3 年度は新型コロナの感染対策をふまえ、会場での開催を見合わせ、YouTube を活用して議会報告会を配信した。また、令和 4 年度は対面とネット中継を組み合わせたハイブリッド型で実施した。

#### (1) 開催回数等

同一年度内に 1 回以上開催

#### (2) 報告内容

①議会の活動状況、②新年度の予算の内容、③前年度の決算の内容

④議案等の審議状況、⑤情勢に応じたテーマ、⑥その他重要と思われる事項

### 3 議会図書室だより

区議会事務局から全議員宛てに、議会図書室だよりというメールマガジンを令和 4 年 3 月から配信している。

#### (1) 内容

①議会図書室に新たに入荷した書籍の紹介

②他自治体の先進事例などの紹介 など

#### (2) 配信回数

月 2 回（原則、1 日・16 日に配信）